



竹田浜地域下水道における使用料の賦課漏れについて

音戸町波多見地区の竹田浜地域下水道事業において、使用料が賦課漏れとなっている事案が判明しました。

1 竹田浜地域下水道の概要

旧音戸町が開発した音戸町波多見2丁目2番～29番街区の住宅団地内で発生するし尿及び生活雑排水の処理を目的とする汚水処理施設と汚水管路を昭和53年4月に同町が整備し、現在は呉市が管理を行っています。(令和3年12月時点での使用件数：301件)

地域下水道の使用開始等の手続きは、呉市上下水道局所管の公共下水道とは異なり、環境施設課への届出が必要で、地域下水道使用料(月額定額制：3,760円/月)は、環境施設課に納入していただいています。

2 事案判明の経緯

これまで、処理対象区域内の現地確認を適宜行うなど、適正な使用料徴収に努めて参りましたが、より精度の高い地域下水道使用料の賦課を行うため、呉市上下水道局に対し、月ごとの水道使用情報の提供を依頼し、当該情報と地域下水道の状況を照合したところ、昨年12月、水道が使用されておりながら、地域下水道の施設使用開始届等の必要な書類の提出がなく、賦課漏れの可能性があるものが発見されました。

3 当該事案の発生原因

当該住宅団地の分譲から40年以上が経過し、現在では、土地・建物の転売、賃貸借等の際に地域下水道の使用開始等の届出が必要なことが、物件売買等の仲介者、新たな所有者や使用者等に、十分周知されていないことが主な原因と考えられます。

4 手続き漏れの状況(一部継続調査中。金額は現時点での見込み額)

- (1) 該当件数 9件(手続き漏れの期間:最長9年6か月)
- (2) 手続漏れによる影響額 2,097,360円
- (3) うち、消滅時効到来額 697,200円
※地方自治法の金銭債権の消滅時効の規定により、消滅時効は5年となります。
- (4) 遡及して請求する額 1,400,160円

5 再発防止の対策

対象地区の地域下水道の使用に係る届出について、上下水道局と連携し、水道の使用開始時に案内を行うなど、窓口での更なる周知を図るとともに、引き続き定期的な水道使用情報の提供を上下水道局に依頼し、地域下水道の使用開始・休止情報等との照合を行い、手続き漏れが無いか徹底した確認を行うことにより、再発防止に努めます。